

クラウドワークをめぐる 社会保障法上の課題

沼田 雅之

(法政大学法学部 教授)

はじめに

新型コロナウイルス感染症の拡大による社会・経済の混乱は、非正規労働者やフリーランスなどの個人事業主を直撃した。非正規労働者に対しては容赦なく解雇、雇止めがなされ、フリーランサーは、受注減という名の「失業」状態となった。いずれも、ワーカーの生活を直撃している¹。このことは、クラウドソーシングという働き方と、それを支える社会保障のあり方を考える際には、大いに参考となろう。

本稿では、クラウドソーシングを通じて働いている／働かされているワーカー（クラウドワーカー）のあるべき社会保障制度について、コロナ禍で明らかになったフリーランサーの窮状を参考にして考えてみたい。

1. コロナ禍がフリーランス等の個人事業主に与えた影響

(1) 持続化給付金で見た課題

フリーランス等の個人事業主もその支給対象とされた持続化給付金は、「失業」状態のフリーランサーに福音となった。一方で詐欺が横行し、多数の不正受給があったことが問題となっている。

すなわち、政府・自治体は、国民・市民に迅速に金銭を給付する術を持っていなかったということだろう。ただこの点は注意が必要である。政府・自治体が国民・市民に対して迅速に金銭給付するということは、政府・自治体に対して国民・市民の一定の個人情報を提供することが前提となる。持続

化給付金のように、受給に際し「新型コロナウイルス感染症の影響により、ひと月の売上が前年同月比で50%以上減少している事業者」というような要件が付されている場合には、より多くの情報が集積されていなければならない。

(2) 放置されてきたフリーランス等の個人事業主を対象とした社会保障

政府は、フリーランス等の個人事業主といった働き方／働かせ方を推奨してきた。経済産業省は、2016年に「雇用関係によらない働き方」研究会を発足させ、2017年に報告書をまとめている。これを受けて、経済産業省は「多様で柔軟な働き方が、選択肢として確立されることが重要」だとしている²。

しかし、経済産業省等は、フリーランス等の個人事業主に対する社会保障が未整備であることを認識しながら³、それらの整備を怠ってきたといっている。コロナ禍は、これを白日の下にさらしたといえよう⁴。

2. コロナ禍で加速する働き方／働かせ方の多様化

新型コロナウイルス感染症の拡大は、リモートワークなどを加速化させた。また、兼業・副業を大幅に緩和した企業もある。Uber Eatsなどのライダーが、巣ごもり需要の拡大に応じて急速に増加したが、これらの個人事業主たるワーカーの中には、企業に雇用された労働者も多いと聞く。

このような働き方／働かせ方の変化は、プ

プラットフォームエコノミーの拡大とも相まって、今後ますます加速することになる。プラットフォームは企業労働の形を変える可能性を秘めているとされるが、それが急速に現実化しているような印象である。こうなると、雇用労働とフリーランス等の個人事業主としての働き方との境界は、きわめて曖昧にならざるを得ない。雇用労働とフリーランスを度々移動し、あるいはこれらの働き方を同時に行うようなワーカーが増加することになる。

一方、現行の社会保障の仕組みは、これらの動きとは異なり、従来の企業労働を中心とした仕組みのままである。日本の社会保障は、社会保険を中心とした仕組みであるが、この社会保険という仕組み自体が、その出自からいっても企業労働を前提としたものである⁵。厚生年金、健康保険、雇用保険のいずれも、事業者に加入義務が課せられ、保険料も労使折半であり、保険料の徴収も事業主を通じて行われる。その代わりに、厚生年金は基礎年金に上乘せされた報酬比例年金とされ、健康保険も傷病手当金や出産手当金など有利な制度があり、雇用保険といった失業保険は労働者のみに認められている。このように、被用者保険は労働者以外の者を対象とする社会保険と比べると、比較的優位な社会保障制度となっている。周知のとおり、雇用調整助成金は、雇用保険を財源とした制度である。

フリーランス等の個人事業主は、働く場所や時間の自由を重視する傾向にある⁶。だからといって、現行の社会保障制度に満足しているわけではない。フリーランス協会の調査によれば、「フリーランス・パラレルキャリアとしての働き方を継続したいと『思っていない』方」の三番目の理由に、「社会保障が不十分だから」がある⁷。すなわち、現状では、「働く時間や場所の自由」と「不十分な社会保障」がトレードオフの関係になっているといえよう。

働き方／働かせ方の変化は、新型コロナウイルス感染症の拡大期における特別な現象ではない。コロナ禍は、社会の変化に対応できていない現行の社会保障制度の問題を顕在化させたにすぎないと評価すべきで

あろう。特別定額給付金や持続化給付金のような対応もよかろう。しかし、働き方／働かせ方の変化が不可逆的なのであれば、それに対応した社会保障制度の構築が求められているといえよう。

3. クラウドワーカーの「失業」とあるべき社会保障のかたち

(1) 「労働者」としての保護を考える

①クラウドソーシングとワーカーの「使用者」

クラウドワーカーのあるべき社会保障を考える場合、現行法上もっとも有利なのは、それらワーカーらが「労働者」と認められることである。2017年の連合・連合総研共同調査研究においても、クラウドワーカーのうち一定の割合で労働者性が高い者が存在していることが示唆されている⁸。

しかし、たとえ一部のクラウドワーカーの労働者性が認められたとしても、イコールで被用者保険の適用がなされるわけではない。クラウドソーシングは、クラウドソーシング事業者、発注者、ワーカーの三者間取引関係である。これらのうち誰がワーカーの使用主なのか明瞭にならなければ、被用者保険の保険関係は確定しない。また、仮に発注者が「使用者」だとしても、この「使用者」とワーカーの関係は一時的である。パートタイマーの加入要件が適用された場合、多くのクラウドワーカーは、「31日以上雇用見込みがあること」（雇用保険）や、「継続して1年以上使用されることが見込まれること」（健康保険等）という要件を満たさないことになる。

②労働者協同組合の可能性

クラウドワーカーのような働き方／働かせ方と、「労働者性」＝被用者保険の適用を両立させる方法はないのだろうか。

この点、筆者はベルギーのSmart⁹に注目する。Smartは、労働者協同組合であり、フリーランサーによって構成されている。Smartに登録したフリーランサーはSmartの社員（労働者）となり、フリーランサーが獲得した仕事の報酬は、発注者から一旦Smartに入り、Smartはその報酬から税金と社会保障料を控除した上で、フリーランサーに給与

として支給するのである。また、Smartは、登録しているフリーランサーに対して、ワーキングスペース等の働く「場」をも提供している。

なるほど、このような方法であれば、フリーランサーの働き方と「労働者」という立場を両立することが可能であり、また被用者保険の適用も技術的に可能である。

日本においても、2020年に労働者協同組合法が成立した。日本の労働者協同組合法で認められる労働者協同組合の枠組みの中で、Smartのような取り組みが可能かどうかは、なお検討の余地があろう。たとえば、労働者協同組合法3条1項は、労働者協同組合の基本原則として、「組合員が組合の行う事業に従事すること」を挙げる。これを単純に読めば、労働者協同組合自体が一定の事業を営まなければならない。問題は、Smartのような活動が「事業」といえるか、かりに「事業」だとしても、発注者のために就業することが、「組合の行う事業に従事すること」といえるかといった課題があるからである。

いずれにしても、クラウドワーカーなどのフリーランサーが、その働き方の自由度を維持しつつ、既存の社会保障上の利益を享受する手段として、筆者はSmartのような労働者協同組合活動に可能性を見出すのである。

(2) ベーシックインカム導入論

コロナ禍を契機に、ベーシックインカムが注目されている。ベーシックインカムとは、「すべての人に、個人単位で、資料調査や労働要件を課さずに無条件で給付されるお金」¹⁰である。特別定額給付金は一度限りの支給であったが、これが継続すればベーシックインカムとなる¹¹。ベーシックインカムは、その人の状態（労働者か否か、あるいは所得があるか否か）に関係なく支給されることから、働き方／働かせ方の違いはもちろん、働いているか否かにも左右されない、中立的な制度構想といえよう。

表1は、科研費プロジェクト（課題番号：17H02460・クラウドソーシングの進展と社会法の近未来－クラウドワーカーの法的保護の検討、課題番号：20H01429・プラットフォームエコノミーの進展と社会法の近未来－ゆらぐ企業依存型システム）が実施したアンケート調査結果の一部である。これによれば、ベーシックインカムはクラウドワーカーからも一定の支持を得ている。ベーシックインカムは、アンケート当時（2018年1～2月）にはまだまだ日本社会に浸透していなかったが、比較的多数の回答が寄せられたことに驚く。

また、ベーシックインカムのような国から国民・市民に対する給付のチャンネルを持たせることは、特別定額給付金や持続化給

表1 クラウドワーカーとして国に望む社会保障施策

| | クラウドワーカーからの手数料を原資とする やや低水準な社会保障制度 | 発注者からの手数料を原資とする やや低水準な社会保障制度 | クラウドワーカー・発注者双方からの手数料を原資とする サラリーマンと同水準の社会保障制度 | ベーシックインカムのような働き方に中立な 所得保障制度 | その他 | 特になし |
|----------|--------------------------------------|---------------------------------|---|--------------------------------|-----|------|
| 回答数 1862 | 27.2 | 16.4 | 19.5 | 24.3 | 0.5 | 12.1 |

(%)

出所：クラウドソーシング研究会「クラウドワーカー（個人）に対する属性と意識調査アンケートの概要と分析」より。

付金で生じた課題をも解決できる。すなわち、ベーシックインカムは、国民・市民の振込口座を把握していなければ実施できない。また、制度設計にもよるが、ベーシックインカムを「すべての人に、個人単位で、資料調査や労働要件を課さずに無条件で給付されるお金」とした場合、国民・市民は過度のプライバシーを政府・自治体に提供しなくて済む。

(3) ベーシックインカムへの警戒感

しかし、このベーシックインカムに対する警戒感が強いことも事実であろう¹²。古典的な批判としては、就労意欲が減退するのではないかという懸念、財政上の問題などがある。この点、前者の懸念に対しては様々な実証実験の中で解消されつつあり、後者に対しても、(その支給額をどう設定するかによるが) 大きな負担増なく実施可能とするものも多い。とはいえ、社会保険制度を中心に構築されてきた日本の社会保障制度をベーシックインカムを中心としたものに変更することは、革命的ともいっていいほどの大変革である。よって、制度移行にともなうショックがきわめて大きくなる可能性がある。筆者はこれを懸念する。

さいごに

雑ぱくではあるが、今後の働き方／働かせ方を展望しつつ、クラウドワーカーにとってのあるべき社会保障像を探ってみた。日本の社会保障の研究者には、まだまだ社会保険制度への確固たる執心があるように思う。これと親和的なのはSmartのような労働者協同組合である。しかし、これにも限界がある。ワーカーは、この労働者協同組合に加盟しなければ、被用者と同等の社会保障にアクセスできないからである。

これに対してベーシックインカムは、「加盟」という特別な行動をしなくとも、市民であれば等しく給付を受けることが可能である。その意味では、ベーシックインカムは働き方に中立的な究極の制度といえよう。しかし、ベーシックインカムの実現度は、まだ現実的なレベルではない。そうすると、当面は労働者協同組合等のワーカーを支える自主

的組織の構築が急務であるように思う。労働者協同組合法の成立・施行が、クラウドワーカー等のフリーランサーにとっての受け皿となることを願うばかりである。

なお、クラウドワーカーのあるべき社会保障を考える際に、労働者協同組合やベーシックインカムの導入論ではなく、クラウドソーシング事業者が、発注者らから、クラウドワーカーらの社会保険の保険料の一部を徴収するという方法も検討に値しよう。なぜなら、既存の社会保険制度に親和的であるからである。しかし、本稿では検討できなかった。筆者の今後の課題である。

- 1 コロナ禍における女性の非正規労働者の現状については、たとえば雨宮処凛「コロナ災害のものとSOS」世界939号(2020年)82頁以下を参照。また、フリーランス等の個人事業主については、嶋崎量「コロナ禍により曝かれた『偽装雇用』の実態」都市問題111号(2020年)18頁以下参照のこと。
- 2 このほか、2020年改正高齢者雇用安定法は、70歳までの就業機会の確保のために事業主が講ずるべき措置(努力義務)を導入したが(2021年4月施行)、この措置の一つに「70歳まで継続的に業務委託契約を締結する制度の導入」が含まれている。
- 3 たとえば、「雇用関係によらない働き方」に関する研究会報告書(2017年)47頁によれば、「雇用関係によらない働き手は、怪我や病気、若しくは出産や育児で休業し、又は受注状況が悪化若しくは事業を廃業し、事業収入を失った場合に、公的な支援がほとんど得られず、収入が途絶してしまうという点で、セーフティネットが不十分である。このことは、収入の不安定さの一因にもなっているとされる。」としている。
- 4 溝上憲文「政府が持ち上げた『多様な働き方』の皮肉な現状、ギグワーカーは労働者ではない?」Business Insider Japan 2020年7月8日(<https://www.businessinsider.jp/post-216124> 2021年4月10日最終閲覧)も同旨。
- 5 濱口桂一郎「自営業者の社会的保護」Work & Life 世界の労働55号(2020年)2頁も同旨。
- 6 連合総合生活開発研究所「働き方の多様化と法的保護のあり方〜個人請負就業者とクラウドワーカーの就業実態から〜『曖昧な雇用関係』の実態と課題に関する調査研究報告書-」によれば、「自由に使える時間、休日」に「大いに満足している」「満足している」と回答した割合は、57.2%である。
- 7 フリーランス協会『フリーランス白書2020』116頁。
- 8 沼田雅之「クラウドワーカーの保護の可能性」・前掲注(6)126~131頁。
- 9 <https://smartbe.be/en/>
- 10 山森亮「連帯経済としてのベーシックインカム」世界936号(2020年)90頁。
- 11 鈴木亘「社会保障と財政の危機」(PHP研究所、2020年)209-210頁。
- 12 竹中平蔵氏がベーシックインカムを推奨していることに、一定の拒否反応が示めされている(たとえば、POSSE編集部「竹中平蔵のベーシックインカム論は何を目指すのか」POSSE46号(2020年)64頁以下)。しかし、筆者は山森・前掲注(10)90頁以下のように、連帯経済の一環として位置づけられるベーシックインカムに一定の共感を覚える。また、このような考え方は、多様な働き方／働かせ方の進展と調和しうると考えている。